



介護保険料について

介護保険料は、介護保険運営を行うための大切な財源です。

65歳以上の方の介護保険料は「基準額」を基に、所得等に応じ「保険料率」を乗じて決定します。

65歳以上の方の介護保険料は下表のとおりです。（納入通知書は6月に送付されます。）年金からの特別徴収の方は、9月下旬に特別徴収通知書を送付します。

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ
☎ 4555

【平成 27 年度から平成 29 年度まで】

保険料段階 (新段階)	対象者	介護保険料 (上段：年額／下段：月額)		
		改定前 (H26)	改定後	差額
第 1 段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	28,200 円	27,000 円	▲ 1,200 円
		2,350 円	2,250 円	▲ 100 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	42,300 円 3,525 円	45,000 円 3,750 円	2,700 円 225 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えた方	42,300 円 3,525 円	45,000 円 3,750 円	2,700 円 225 円
第 4 段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	46,810 円 3,901 円	54,000 円 4,500 円	7,190 円 599 円
第 5 段階 【基準額】	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	56,400 円 4,700 円	60,000 円 5,000 円	3,600 円 300 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	70,500 円 5,875 円	72,000 円 6,000 円	1,500 円 125 円
第 7 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	70,500 円 5,875 円	78,000 円 6,500 円	7,500 円 625 円
第 8 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	84,600 円 7,050 円	90,000 円 7,500 円	5,400 円 450 円
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 290 万円以上の方	84,600 円 7,050 円	102,000 円 8,500 円	17,400 円 1,450 円

※第 1 段階の保険料は低所得者軽減強化後の保険料となります。

※第 1 から 3 段階では、平成 29 年度の消費税増税時に再度軽減強化が予定されています。

※保険料は前年の所得をもとに算定されます。